

## 文書等公開決定等期間特例延長通知書

年 月 日	
様	
公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団 理事長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
<p>年 月 日に公開申出のありました文書等については、公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団情報公開規程第11条第1項の規定により、申出のあった日から起算して60日以内に文書等の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの文書等については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。</p> <p>なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。</p>	
公開申出に係る 公開の方法	1 閲覧又は視聴      2 写しの交付
公開申出に係る 文書等の内容	
60日以内に文書等の すべてについて諾否 の決定を行うことが できない理由	
文書等の相当の部分 について諾否の決定 を行う期限	年 月 日
残りの文書等につい て諾否の決 定を行う期限	年 月 日

問い合わせ先 公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団 課  
電話